

山形県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程

本規程で示す「拠点校部活動」とは、「参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れ、拠点校部活動を編成する学校のいずれかに部活動がなく顧問がいないもの」とする。

本規程は、以下、(公財)日本中学校体育連盟『全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程』に準じる。ただし、下記に記載する事項については、山形県中学校体育連盟として規定する。

【拠点校部活動による編成チーム細則】

- (1) 大会参加に際しては、設置者(市町村教育委員会)による施策であることを確認するために、当該設置者による「拠点校部活動によるチーム編成報告書」を提出する。
報告書には、当該地区中体連は地区大会に係る公平性を検討した上で、地区中体連会長と当該競技専門部長の確認として氏名の記載を行う。
- (2) 引率者及び監督等については、拠点校の校長・教員・部活動指導員が大会引率・監督を担う。拠点校以外の編成当該校の校長・教員・部活動指導員についてもベンチ入りを認める。
- (3) 大会参加時は、拠点校の学校名を使用する。
- (4) 表彰は拠点校の学校名で行う。ただし、全ての編成当該校に賞状を授与する。

付記 本規程は、令和6年12月4日より施行する。

「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」

(1) 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。区市町村もしくは都道府県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動(以下拠点校という)で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。
令和6年3月8日理事会文章訂正

(2) 条件

- ① (公財)日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規程」(別紙)に該当している。
- ② 参加者は、開催年度の大会開催基準7の参加資格を満たしている。
- ③ 拠点校は、都道府県中体連に加盟している。
- ④ 拠点校としての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。
- ⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者(コーチ)とする。

別紙

全国中学校体育大会参加可能な拠点校部活動について

令和5年2月17日
(公財)日本中学校体育連盟

すべての中学生に運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わわせる機会を保障するために、全国大会に出場することができるように道を開くとの観点から、拠点校部活動について以下のように整理する。

1 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、区市町村教育委員会または都道府県教育委員会、区市町村中学校長会または都道府県中学校長会(以下、事業主体)とする。

実施主体は、区市町村立中学校・義務教育学校とする。

2 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

3 実施期間

原則1年間(年度単位)とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

4 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

(1) 参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

(2) 大会等への参加

登録については(拠点校のみの登録か関係学校すべての登録)、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

(3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(4) 安全管理

- ・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- ・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
- ・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。